

平成 29 年度事業報告書

第 1 事業実施期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日

第 2 平成29年度事業推進の基本方針

平成29年度の事業は、変化する暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で住みよい静岡県を実現するため、県警察本部、各警察署及び静岡県をはじめとする行政機関、地域・職域の各暴力追放協議会組織並びに弁護士会と連携を密にし、定款に定めた各事業を適正かつ効果的に推進した。

基本方針	配意事項
1 事業の活性化	(1) 定款に基づく内部規程の整備等事業基盤の確立を図り、より効果的な事業の執行に努めた。 (2) 県民に暴力追放運動推進センターの設立目的と事業内容を周知し、被害を受けるおそれのある県民と暴力団取締りを行う警察との「橋渡し役」を果たした。 (3) 県民の暴力追放相談について、「駆け込み寺」としての役割を確実に果たした。 (4) 暴力団離脱者就労支援を推進するために、福岡県をはじめとする28都府県と協定を締結し、活動基盤を整備した。
2 財政基盤の確立	(1) 県民から信頼される活動を展開し、寄付金の募集、暴追自販機の新規設置及び暴力団追放友の会会員増強を推進し、活動資金の獲得に努めた。 (2) 基本財産運用には万全を期し、安全かつ効率的に事業資金を取得することに配慮した。

第 3 公益事業の結果

1 公益事業 1

暴力団による犯罪被害者に対する救援事業及び少年並びに暴力団離脱者に対する保護救済事業

事業名	事業の内容
(1) 相談、助言事業 【定款】 第 4 条第 1 項 第 3 号・第 4 号	ア 県民からの被害相談は、専門的知識や経験を持つ常勤の暴力追放相談委員（以下「相談委員」という）や専門的見地から弁護士 2 名、保護司 3 名、少年指導委員 2 名の非常勤相談委員が、面接、電話等によって受理し、必

<p>第5号・第6号 [別表1]</p>	<p>要により警察等関係機関と連携して問題解決を図った。 イ 期間中の暴力相談受理件数は、960件であった。 ウ 4月5日当法人が委嘱する暴力追放相談委員6人との相談委員連絡会議を開催した。</p>
<p>(2) 助成、貸付事業 【定款】 第4条第1項 第9号</p>	<p>ア 離脱者雇用給付金支給 該当事案はなかった。 イ 民事訴訟費用の無利子貸付 三者協定事案として、山口組三次団体組事務所撤去に向け建物所有者に対して民事訴訟費用15万円を貸し付けて対応中である。 ウ 被害者見舞金支給 該当事案はなかった。</p>

2 公益事業2

広報啓発事業及び民間団体等が行う暴力団排除活動に対する支援事業

事業名	事業の内容
<p>(1) 広報啓発事業 【定款】 第4条第1項 第1号</p>	<p>ア 広報啓発 当法人の設立目的、事業内容を周知させ「暴力団追放三ない運動+1（プラスワン）」の啓発、暴力相談の活性化や事業効果の高揚を図るために広報啓発資料を作成し、行政機関、民間の暴力団排除活動推進団体である市・町で組織された地域暴力追放推進協議会26団体（以下「地域暴力追放団体」という）及び建設業、公営競技金融、証券、保険等の業界団体毎に組織された職域暴力追放推進協議会等38団体（以下「職域暴力追放団体」という）の事業所へ配布したほか、暴力追放大会やキャンペーン、情報連絡会、講演会等で配布した。</p> <p>(ア) キャッチフレーズ 広報啓発のキャッチフレーズは、静岡県暴力団排除条例の基本理念である「暴力団を恐れない・暴力団に対し資金を提供しない・暴力団を利用しない」に加え、「暴力団と交際しない」の暴力団追放三ない運動+1（プラスワン）である。</p> <p>(イ) 啓発資料配布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団等反社会的勢力排除対策パンフレット 26,000部 ・暴力団情勢と対策パンフレット 250部

	<ul style="list-style-type: none"> ・企業対象暴力の現状と対策パンフレット 300部 ・不当要求防止ポスター 2,500部 <p>(ウ) 県下公共交通機関による広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各路線バス(静岡鉄道、遠州鉄道、伊豆箱根鉄道、東海バス)の車内放送 ・富士急行の路線バスでラッピングバスを運行 ・静岡鉄道、遠州鉄道、伊豆箱根鉄道の電車駅に暴追看板を掲出 <p>(エ) 暴追センターだよりを25回、地域・職域暴力追放団体や友の会会員等に配布すると共にEメールで配信</p> <p>(オ) 静岡県消費者月間街頭キャンペーンへの参加</p> <p>イ 視聴覚資料の貸出</p> <p>暴力団員の不当要求行為の特徴とその対応要領等を紹介した広報啓発用ビデオを31回無償貸し出しした。</p> <p>ウ 暴力追放県民大会の開催</p> <p>10月17日(火)磐田市民文化会館において、県民の暴力団排除意識の高揚を図るため、静岡県防犯協会連合会、静岡県警察と磐田市の共催で「第35回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会in磐田(暴力追放運動35周年記念)」を開催し地域・職域暴力追放団体等の約1,000人の参加を得た。</p>
<p>(2) 民間団体が行う暴力団排除活動支援事業</p> <p>【定款】</p> <p>第4条第1項 第2号・第8号</p> <p>[別表2] [別表3] [別表4]</p>	<p>企画指導・資料提供</p> <p>地域・職域暴力追放団体、暴力団対策法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関等及び企業、行政機関等が中心となって県民総ぐるみによる暴力団排除活動の推進を図るため、その企画・指導をはじめ、広報啓発パンフレット、冊子及び機関紙誌等の資料及び啓発ビデオを提供し支援した。</p> <p>ア 暴力団排除組織への職員派遣による支援状況</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 地域暴力追放団体の総会、大会へ 24回 (イ) しずおか防犯まちづくり会議へ 1回 (ウ) 職域暴力追放団体総会、大会へ 47回 <p>※ 2月8日開催の社交飲食業臨時暴追協議会の支援</p> <p>(エ) 民事介入暴力対策委員会との研究会へ3回</p> <p>※ 1月31日開催の臨時民暴研究会への参加</p> <p>イ 講師の派遣</p>

	<p>各地域、職域暴力追放団体、企業、事業所及び行政機関が主催する研修会及び講習会等へ14回、当法人の専務理事及び相談委員を派遣し暴力団情勢や被害防止のための対処方法等について講演した。</p> <p>ウ 設立支援 静岡商工会議所をはじめとする団体に対し、暴迫協議会設立を支援した結果、6月22日に静岡商工会議所が暴力団等排除対策協議会を設立するなど、職域団体は38団体となった。</p> <p>エ 責任者会議(毎年開催) 各暴迫団体の事務局責任者と県警との連絡会議を4月27日に開催した。</p>
<p>(3) 監視、情報収集、提供、調査活動事業 【定款】 第4条第1項 第11号・第12号</p>	<p>暴力団事務所等の監視活動及び新聞、雑誌、書籍、インターネット等からの情報収集、各県暴迫センターとの情報交換等を行い、暴力団に関する情報や資料を機関誌、ホームページでの情報発信や相談に対する指導・助言及び講演などにおいて県民に提供し、被害防止のための知識の普及と暴力団排除意識の高揚を図った。</p> <p>県警本部から派遣されている職員は、祭典の露店視察等9回、暴力団事務所の視察3回を行い、露天商からの暴力団排除及び暴力団組織の現状を調査・把握し、その現状の一端を各種講習会、研修会等で説明した。</p> <p>さらに、県警本部、民暴委員会との三者協定により、同市内で発生した対立抗争事件2か所の組事務所のうち一件については、地元住民と連携し事務所撤去活動を行い、撤去を確認した。また、山口組三次団体の組事務所撤去に向け、建物所有者と連携し対応中である。</p>
<p>(4) 少年指導委員に対する育成事業 【定款】 第4条第1項 第10号 [別表4]</p>	<p>県公安委員会から委嘱された少年指導委員(定数190人)に対し、県下3か所で、少年に対する暴力団からの勧誘や加入強要等不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最近の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態やその排除要領を内容とした講話を実施した。</p>

<p>(5) 表彰、コンクール事業</p> <p>【定款】</p> <p>第4条第1項 第13号</p>	<p>県民の暴力団排除意識の高揚と活性化を図るため、暴力団排除活動に尽力し、功労のあった7個人4団体に対し暴力追放功労表彰を、6団体に感謝状を贈呈して賞揚したほか、防犯協会連合会と共催したポスター、標語コンクールの表彰を行った。</p> <p>また、上級表彰として全国暴力追放功労表彰を1個人、感謝状を1団体が、関東管区内暴力追放功労表彰を3団体が受賞した。</p>
--	---

3 公益事業3

不当要求防止責任者に対する講習事業

事業名	事業の内容
<p>不当要求防止責任者に対する講習事業</p> <p>【定款】</p> <p>第4条第1項 第7号 [別表5]</p>	<p>暴力団等反社会的勢力による被害を防止するため、静岡県公安委員会から委託を受け、企業、事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された社員、職員に対して、その被害の防止に関する知識技能を教示する講習会を52回開催、2,775人が受講し、不当要求防止責任者の普及と育成を図った。</p>

第3号議案

平成29年度事業報告

(提案理由)

平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告について、資料3のとおり提案し、議決承認を求めようとするものである。

資料3 平成29年度事業報告書 (・ページ)